

① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新
 ⑥ 鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に
 する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十三

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称	1		翌期	期首探鉱準備金の金額又は 期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期積立額	2		翌 期 繰 越 額 の 計 算	当期	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	13
積立 引の 基計 準算	当期の指定期間内の鉱物の 販売による収入金額	3		同上以外の場合による益金算入額 (26の計) + (27の計)	14	
	取引基準額 $(3) \times \frac{12}{100}$	4		計 (13) + (14)	15	
限度 基 準 額 の 計 算	(3)の収入金額に係る費用等の額	5		当期積立額のうち損金算入額 (2) - (11)	16	
	鉱物の販売に係る所得金額 (3) - (5)	6		期末探鉱準備金の金額又は 期末海外探鉱準備金の金額 (12) - (15) + (16)	17	
積立 限度 額 の 計 算	租税特別措置法施行令第34条4項、第5項 若しくは第12項又は第39条の88第3項、 第4項若しくは第11項の規定により控除する金額	7		貸借対照表に計上されている 探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18	
	採掘所得金額 (6) - (7)	8		差引 (18) - (17)	19	
算	所得基準額 $(8) \times \frac{40 \text{又は} 50}{100}$	9		当期	貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((2) - ((18) - 前期の(18)))	20
	積立限度額 ((4)と(9)のうち少ない金額)又は(9))	10		当期分	当期に生じた差額の合計額 (11) + (20)	21
積立限度超過額 (2) - (10)	11			前 期 分	前期末における差額 (前期の(19))	22

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額			翌期繰越額 (24) - (25) - (26) - (27)
	23	24	3年又は5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	(25)及び(26)以外の場合	28
：	：	円	円	円	円	円
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
当期分						
計		円	円	円	円	

II 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱 費 基 準 額 の 計 算	当期に支出した新鉱床探鉱費の額及び 当期の探鉱用機械設備の償却額の合計額	29	所 得 基 準 額 の 計 算	所得金額総計又は個別所得金額仮計 (別表四「41の①」又は別表四の二付表「48の①」)	37	円
	(29)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	30		控除未済欠損金額又は控除 未済連結欠損金個別帰属額 (別表七(一)「3の計」又は別表七の二付表「9の計」)	38	
	(29)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	31		欠損金当期控除額又は連結欠損金 当期控除額の個別帰属額 (別表七(一)「4の計」又は別表七の二付表「19の計」)	39	
	(30)の額を超える探鉱準備金 益金算入基準額	32		翌期繰越欠損金額又は連結 欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (38) - (39)	40	
	探鉱費基準額 (29)又は((31) - (32)) (マイナスの場合は0)	33		当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	41	
準備 金額 の 計 算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	34	特 別 控 除 額	所 得 基 準 額 (37) - (40)又は((37) - (40) - (41)) (マイナスの場合は0)	42	
	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26の計)	35		((33)、(36)と(42)のうち少ない金額)	43	
	益金算入基準額 (34) + (35)	36				